

診療所をパワーアップする 財務・会計塾

キャッシュの安定確保に欠かせぬ節税 優遇制度活用など支出のない対策を

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

診 療所のキャッシュフローを安定的に確保するためには、本業の収支に加え、設備投資や納税によるキャッシュの減少を、いかにコントロールするかがポイントとなる(表1参照)。法人税や所得税などの税金をコストととらえ、縮減を図ることは重要であるが、これらの税金はほかの収支と密接な関係にあるため、経営資源の確保や投資効果のバランスを十分に考えて行う必要がある。

個人立のクリニックが確定申告を控え、3ヶ月期決算の医療法人が決算対策に入るこの時期に、税金コストの縮減について改めて考えてみたい。

【節税対策のポイント】

キャッシュフローの視点から見た節税のポイントは、次の3点である。

1. 不要不急の支出はしない

利益を圧縮したいからといって、効果の乏しい投資をするのは逆効果だ。経費を増やして利益を減らせば、税負担は軽くなるが、キャッシュアウトの合計は増加し手持ち資金が減少する。決算対策の支出については、通常以上に

投資効果や必要性を検討したい。

2. 有利な制度を優先して選ぶ

設備投資を行う場合には、税制上の優遇制度を利用すれば、大きな節税につながる場合がある。同様の投資効果

②投資促進税制の対象機器の導入

医療機器や情報機器の中には、通常の減価償却費に加えて導入時に14~30%を費用化できたり、税額から一定額を控除できるものがある。こうした機器の導入を検討する際は、事前に要件をしっかり確認したい。

3. キャッシュアウトのない対策を

減価償却方法の変更や不要資産の除却などは、キャッシュアウトを伴わない節税対策である。特に個人立診療所の場合、後述するように減価償却方法を「定額法」から「定率法」に変更することを検討したい。

【決算日までに行う対策】

まず設備投資に関しては、決算期末までに機器の導入を完了し、使い始めていることが費用計上の条件となる。前払費用や生命保険契約は、支払い完了も条件となるので気をつけたい。

また、不要な資産を廃棄すれば残存簿価を一時に費用処理できるので、期末には設備の使用状況も確認したい。

【申告期限までに行う対策】

支払いが翌期となった未払金のピッ

10万円未満の機器を購入する。なお青色申告者は、10万円を超えて30万円未満なら、年間合計300万円まで全額を一時に費用処理できる。

②投資促進税制の対象機器の導入

医療機器や情報機器の中には、通常の減価償却費に加えて導入時に14~30%を費用化できたり、税額から一定額を控除できるものがある。こうした機器の導入を検討する際は、事前に要件をしっかり確認したい。

③修繕の実施

設備を元の状態に戻すための修繕費は、原則として全額を一時に費用処理することが可能である。

次に経費処理関係では、決算日までに支払い義務が成立し金額が確定していることが費用計上の条件となる。前払費用や生命保険契約は、支払い完了も条件となるので気をつけたい。

また、不要な資産を廃棄すれば残存簿価を一時に費用処理できるので、期末には設備の使用状況も確認したい。

【申告期限までに行う対策】

支払いが翌期となった未払金のピッ

表1◎決算と確定申告のチェックリスト

検討項目	対象	内容	要件など	チェック
設備投資関係	少額減価償却資産の取得	少額減価償却資産(取得価額10万円未満) 中小企業者の少額減価償却資産(取得価額30万円未満)の特例	全額経費処理 合計300万円に達するまで全額経費処理	<input type="checkbox"/>
	設備投資促進税制	年間160万円以上の機械装置 年間120万円以上の電子機器など 年間70万円以上のソフトウェア	取得価額×30%の特別償却 または取得価額×7%の税額控除	出資金額が1億円以下の青色申告法人 または常勤職員1000人以下の青色申告者
	情報基盤強化税制	年間70万円以上の一定のIT機器	取得価額×30%の特別償却 または取得価額×7%の税額控除	<input type="checkbox"/>
	医療用機器の特別償却	新型インフルエンザ対策設備(簡易陰圧装置) 取得価額500万円以上の医療機器 ①高度な医療に資するもの ②承認を受けてから2年以内のもの 医療安全に資する医療機器 ①人工呼吸器(警報機能付き) ②シリンジポンプ(警報機能付き) ③生体情報モニター(人工呼吸器と同時使用) ④生体情報モニター連動ナースコール制御装置 ⑤自動錠剤分包機、注射薬自動払い出し機 ⑥医療情報読み取り照合装置、調剤誤認防止装置 ⑦分娩監視装置 ⑧特殊寝台(高さ調整機能付き)	取得価額×14%の特別償却 取得価額×20%の特別償却	青色申告者である法人または個人事業者
	修繕費	通常の維持管理および原状回復のための支出	全額経費処理	(価値の増加や使用可能期間の延長をもたらすものは資産計上)
	短期前払費用	地代、家賃、保険料など、継続して役務の提供を受ける費用	1年内の短期前払費用を経費処理	①決算日までに前払費用の支出をしていること ②毎期継続処理すること
	従業員賞与	決算日までに支払うもの	全額経費処理	<input type="checkbox"/>
	使用者兼務役員の賞与	未払い計上したもの	一定要件の下に経費処理	①各人別支給額を全従業員に通知 ②決算後1か月以内に支給
	生命保険契約	役員が被保険者、契約者および受取人を法人とした定期保険契約	保険のタイプにより、全額損金算入が可能	決算日までに契約終了し、保険料を支払っていること
	資産の除却	不要資産の廃棄	帳簿価額相当額を「除却損」として経費処理	廃棄証明書などの証明書類の準備
一般経費関係	役員関係	役員に対する退職金	損金算入時期の検討(右記参照)	損金算入時期は次のいずれか ①社員総会の決議日 ②実際に支給した日
	給与	給与の未経過期間分の計上	給与締め日から年度末までの期間に対する給与を日割りで計上	<input type="checkbox"/>
	税金	①固定資産税 ②消費税(税込み経理の場合)	計上時期の検討(右記参照) 計上時期の検討(右記参照)	次のいずれか ①賦課決定された年度 ②納期限初日の属する年度 ③実際に納付した年度 次のいずれか ①確定申告書を提出した年度 ②未払い計上した年度
	減価償却	減価償却方法変更(個人立の場合)	定額法から定率法への変更申請	変更したい年の3月15日までに税務署へ変更申請書を提出すること
法人のみの制度				

クアップや、締め日から決算日までの給与の経費計上など、支払いと連動しない経費の計上を中心に確認を行い、費用処理の範囲を確定させる。

個人立の診療所の場合、減価償却の方法は原則として定額法だが、設備導入の初期により多くの金額を費用化できる定率法への変更も可能だ。変更したい年の3月15日までに変更申請書を税務署へ提出することが必要なので、現在定額法を採用している診療所は期限までに検討し、2011年分の所得税の申告に備えたい。

森部のアドバイス 効果の乏しい投資はキャッシュを減らすだけ



個人・法人を問わず、診療所のキャッシュフローを維持し改善するには、コストである税金の縮減を常に考える必要があります。
診療所において効果が期待できる節税対策をチェックリスト形式で表1にまとめましたので、決算・申告の際にはぜひご確認ください。

イラスト◎やまもと 妹子